

## 現場代理人・主任（監理）技術者の選任時の注意

- 「現場代理人及び主任技術者等指名届」は、契約締結後 14 日以内に提出してください。

### I. 役割

- 「現場代理人」とは、契約に係る事務を行う者で、原則、現場に常駐（※）しなくてはなりません。（県との「建設工事請負契約約款」による。）

※平成24年6月1日以降に指名又は公告する工事から、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合」として取扱うため、現場代理人の常駐義務の緩和が適用となります。

- (1)請負金額が3,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）未満
- (2)契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (3)建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4)設備機器、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (5)前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (6)その他、特に発注者が認めた期間

また、他の工事現場における現場代理人等の兼務については、監督員と協議してください。

- 「主任（監理）技術者」とは、現場の施工管理を行う者で、次のように請負金額により現場への専任が必要となります。（建設業法による。）

- ・ 建築一式工事の請負金額が7,000万円以上 → 「専任」
- ・ 建築一式工事の請負金額が1,500～7,000万円 → 5現場まで兼任可

### II. 選任時の注意

- 現場代理人と主任（監理）技術者は、兼任できます。
- 建設業許可を受けた際の、営業所の「専任技術者」「経營業務の管理責任者」は、「現場代理人」、「主任（監理）技術者」にはなれません！
- 請負契約の適正な履行の確保を図るために、「請負者の代理人」である現場代理人について、請負者との直接的な雇用関係を確認します。
- 直接的雇用関係とは・・・所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金・労働時間等）が存在することを指します。

### III. 「主任（監理）技術者」になれる者

- 元請の「主任（監理）技術者」は、入札日以前に3ヶ月以上の雇用関係がないといけません。
- 建築一式工事を請負った場合、6,000万円以上を下請けに施工さす場合、「主任技術者」ではなく「監理技術者」の配置が必要となります。（「監理技術者資格者証」を持つ者でないといけません。）
- 建設業法7条2号の「イ」「ロ」「ハ」のどれかに該当できる者でないと「主任（監理）技術

者」にはなれません。(下請負人の主任技術者についても同様)

- 「イ」……学歴＋実務経歴（高卒は5年。大卒は3年。）
  - 「ロ」……実務経歴10年以上
  - 「ハ」……別紙の表にある資格を持つ者
- 「ハ」に該当できる資格は別紙の表にあるものだけです。これに該当する資格がない場合は、「イ」or「ロ」として、経歴書を「現場代理人及び主任技術者等指名届」に添付してください。
- 「イ」の場合は、経歴書の最初に最終学歴を学科名まで記入し、最後に「計3年以上」or「計5年以上」と明記すること。
  - 「ロ」の場合は、経歴書の最後に「計10年以上」と明記すること。

#### IV. その他

- 「健康保険証」や「監理技術者資格者証」で、「主任（監理）技術者」と請負者との雇用関係が確認できない場合は、「住民税特別徴収税額通知書」など公的に雇用関係が確認できるものの写しを「現場代理人及び主任技術者等指名届」に添付していただくこととなります。